

私の生きがい 見つけた！

今月の主な内容

- キラリ輝くシニアライフ！
～生きがいを求めて～ P2
- 運転免許証を自主返納した65歳
以上の方に1万円分のタクシー
利用券を交付します P7
- 天王山の森林整備が進んでいます P10
- 夏休み子ども教室のお知らせ P12

vol.618

<http://www.town.oyamazaki.kyoto.jp>

広報

おやまざき 7

6月8日土、9日日に中央公民館で開催された「公サ連まつり」。展示で、ステージ上で、これまでの活動の成果を思う存分発揮する人々の生きがいがキラリと輝く瞬間でした。（関連記事2ページ）

2019（令和元）年

キラリ輝くシニアライフ！

「生きがいを求めて」



高齢社会を迎える日本。平均寿命も延び、いよいよ「人生100年時代」と言われています。あなたは今、好きなことややりたいことはありますか？この地域に暮らす中で、日常に“生きがい”をお持ちですか。高齢者になっても、まだまだ続く長い人生。キラリと輝く日々を送る町の人々や居場所を紹介します。選択肢は無限大。あなたも一緒に楽しいシニアライフを始めませんか。



1 老人福祉センター 長寿苑

長寿苑で過ごされている方にその楽しみ方などを聞きました。

60歳以上の町民なら誰でも利用できる「長寿苑」。ロビーで気軽にしゃべりしたり、お風呂に入ったり、思い思いに過ごしています。また、長寿苑には様々なサークルがあり、皆生きがいを感じながら楽しく活動しています。その中からいくつかご紹介します。あなたもご自分に合うサークルを見つけて参加してみたいかがでしょうか。

「切り絵サークル」



▲作品に個性が光ります

月に1度活動しています。15年以上続けられている方から初心者の方まで、皆意欲的に取り組んでいます。教材や新聞広告などから題材を探して持ってきて、切り絵用のカッ

ターで切ったり穴を開けたりして模様を浮かび上がらせます。背景にどんな色や柄の和紙を貼り付けようかな？と試行錯誤するのが楽しい時間です。白黒で世界観を表現される方もいます。本当に人それぞれで自由なんです。そこが魅力のひとつですね。

集まる日が月に1度というのも気楽でいいですね。こうして外に出る用事を作り、顔を合わせておしゃべりするとリフレッシュになります。また、皆で作品を見せ合うことで創作意欲が刺激されますね。「何か作ろう」という気持ちが生きていくながつていると思います。

「らくらくピアノサークル」

「楽譜が読めなくても弾ける」ということで、月に2度、先生に教えてもらっています。毎日練習する人もいれば、そうでない人もいて、それぞれのペースで練習を続けています。目標も自分のレベルに合わせたものを設定しています。

やはり上手に弾くことができるとう嬉しいですね。また、音が出ることに喜びを感じ、楽しい気持ちで練習に励むことができます。指を動かすので、頭と手の体操にもなりますし、

脳が活性化するような気がします。色々な経験をしてこられた人たちが集まっているので、練習の合間に話しているだけでも勉強になります。



▲皆それぞれの曲を練習中



▲ねらいを定めて集中！

「ビリヤードサークル」最高齢は95歳の方が所属する、30人位でにぎやかに活動するサークルです。いくつ

な部屋で競技できるので、ビリヤードをしない方も集まられますよ。一人暮らしの方なども来られ、皆で楽しくおしゃべりしたりします。月に一度試合があり、勝者には優勝カップが手渡されるので大きな盛り上がりを見せます。真剣勝負で、玉がポケットに吸い込まれたときは「よかったー」と思います。何よりも、仲良く会話を交わしながら競技することがいいですね。

ちょっと寄ってこか～ 老人福祉センター 長寿苑

サークル活動、お風呂、集まっておしゃべり、読書…お好きにご利用ください。

開館日

毎週 月～金 9:00～16:00
(祝日・年末年始は休み)

対象者

60歳以上の町民 (無料)

お風呂

【男性】 月、金

【女性】 火、木

いずれも 13:00～15:30

無料。せっけんやタオルは持参ください。

送迎バス (うぐいす号)

町内3ルートを走る送迎バスをぜひご利用ください。ルートや時刻表など詳しくはホームページをご覧ください。

問い合わせ

長寿苑 ☎957-1860

2 大山崎町長寿会連合会

皆さんが楽しめる企画を

長寿会を束ねる「長寿会連合会」の役員の皆さんに話を聞きました。

三宅さん 「長寿会連合会は、各地区の長寿会7つが集まって構成される団体です。全体では約300人が会員として在籍しています。」

松本さん 「カラオケ大会、グランドゴルフに運動会、日帰り研修などのイベントを企画・運営しています。町や杜協などと共催するものもありますね。」



▲（左から）松本さん、田中さん、三宅さん

換になりますよ。5月には中之島のクルーズに行きました。」

三宅さん 「今年の冬には新しいイベント、公式ワナゲ大会を催して盛り上げました。ルールが簡単で、皆が楽しめる催しを考えています。」

新しいことへの挑戦、人との関わりが生きがいを生む

田中さん 「私は長寿会連合会の月に一度のカラオケに参加していて、とても楽しく生きがいを感じていますよ。毎月、新しい曲を一曲覚えて歌うんです。」

三宅さん 「いいですね。家の中に閉じこもらず、人と関わるのが大切ですよ。」

松本さん 「連合会ですから、色々な方と会うことができます。人気のグラウンドゴルフ大会では、年に一度、島本町と対戦するんですよ。外に出ることで、生きがい生まれますよね。」

役員も人との出会い・経験の場に

三宅さん 「初めはご近所さんに誘われて加入したんですよ。」

地域のつながりは大切ですね。」

田中さん 「私は地域の婦人会の方に声をかけられて。あっという間に役員になってしまいました（笑）。でも、とても勉強になりますよ。」

松本さん 「今は会長をやっていますけれど、やっぱり皆さんに喜んでもらえると嬉しいですね。」

田中さん 「そうそう、知らない人との出会いが楽しい。色々なジャンルのことに取り組む人たちに会えますね。」

三宅さん 「あいさつを交わす程度だった人とも、話をするようになりました。私たちもそうですよね。」

まずは経験してみること

松本さん 「運動をしたり、軽く頭を使ったりと、外に出て活動することで健康寿命と一緒に延ばしましょう。」

田中さん 「人と交わることで元気になりますよ。」

三宅さん 「とにかく一度来てみないと分からない。ぜひ参加してみてください。」

3 大山崎町中央公民館サークル

6月8日・9日に開催された「公サ連まつり」で成果を発表した皆さんです。

6月8日（土）、9日（日）、中央公民館・長寿苑で第19回公サ連まつりが開催されました。日ごろ中央公民館で活動している公民館サークルの皆さんが成果を発表し、来場者は歌や踊り、展示など様々な催しを楽しみました。

サークルの仲間達と精力的に活動する皆さんに、その内容や生きがいについて話を伺いました。

男の料理教室



▲しょうがの効いたちょうどいい辛さのカレーは大好評

料理と食べることを通して交流を深めています。公サ連まつりではカレーを販売しました。特に男性は、目的がある方が集まりやすいと思います。きっちりとした集合時間を決める

ことなく、気楽に参加・不参加を選べるようにしています。「生涯学習」と言いますが、今は「生涯」を集。楽しく集うことが生きがいに繋がりますね。

リズムダンスサークル



▲サークルのメンバーも観客も笑顔

器具を使いながら音楽に合わせて踊る「リズムダンス」をしています。先生の絶妙な選曲で、楽しくストレッチや運動することができています。案外汗をかきますよ。練習の予定があると「家から出ない」と外出するきっかけになるので、肉体的

日曜画家の会



▲力作が勢揃い

主に日曜に集まり、石膏のデッサンで練習を重ねています。あとは、それぞれ自宅等で好きな絵を描いて、公サ連まつりのような機会に出品しています。絵を描くことで楽しい日常を送ることができています。やっぱり上手く描けたとき、それから人に褒めてもらったときはやっつけてよかったと思います。人の上手な絵を見ても創作意欲がわきますね。

メレフラハラウ



▲衣裳もばっちり決まっています

先生の指導のもと、フラダンスを踊り楽しく活動しています。週に1度集まって練習したり、食事に行ったりと、仲の良いメンバーです。腕を振ったりすることで筋力維持にもなっています。今回の公サ連まつりでは、新しく「ウリウリ」というハワイの楽器を使った踊りに挑戦しました。新しいことに挑戦する気持ちを持ち続けていきたいです。

中央公民館サークルに参加するには…

今回紹介したものの以外にも、多くのサークルが活動しています。まずは中央公民館へご連絡ください。
問＝中央公民館 ☎957-1421

長寿苑・長寿会連合会共催事業

盆おどりを楽しむ会

涼しい室内で楽しく賑やかに盆おどりを踊りませんか。初めての方も丁寧に踊りの指導をします。申込不要、全員に参加賞あり。

と き＝7月31日（日） 13:00～15:00
と ころ＝長寿苑大広間
対 象＝町内に在住の60歳以上の方
演奏・唄＝公民館民謡サークル「みやび」
踊り指導＝長寿苑舞踊サークル「みのり会」
曲 目＝おおやまざき音頭・炭坑節・河内音頭・江州音頭
問 　＝長寿苑 ☎957-1860



▶（右上）年に一度の総会 （右下）運動会は皆楽しみにしている一大イベント
（左）新スポーツ、わなげ

4 ボランティア団体

ボランティアで輝く団体を紹介します。

虹の会

一人暮らしをしている高齢者が加入する「ことぶき会」の中の希望者へ、年2回、3月はちらし寿司、6月はかやくご飯を自宅へ直接届ける配食サービスをしています。今回は50食程度のかやくご飯をこしらえ、虹の会の会員がそれぞれ近所のお宅を安否確認の意味も込めて訪問しました。一言、二言ではありますが顔を合わせてお話しすることで、ことぶき会の皆さんには大変喜んでいただいています。



▲おしゃべりも楽しみのひとつ

点訳めばえ

毎月第2、第4金曜日に集まり、主に点字の勉強をしています。一度はメンバーの高齢化により解散しようかという話にもなりましたが、この一年で3人の方が加入したため、点字の基礎から楽しく学習しています。今はお休みしていますが、小学校で児童たちに点字を教えるに行くこともあります。また、昨年はお祭りに出展して点字を体験してもらい、多くの人へ点字について周知することができました。



▲届けるときの皆の笑顔を想像して

過去にはパンフレットの点訳など大役を任されることもありましたが、それも大切ですが、日常の身の助けになることが、生きがいを感じる瞬間です。目の不自由な方を街中で見かけたとき、今までなら勇気が出ず声をかけることができなかったのですが、点字を学んでいることで自信がつき、声をかけられるようになりました。

人のために、なっている実感で、とてもやりがいを感ずいています。



▲いつまでも学習する気持ちを持ち続けて



▲穴をあける道具を使って点字を打ちます

人との交流が生きがいを生む

町の高齢者の皆さんは、長寿苑へ行ったり、公民館サークルで活動に精を出したり、ボランティア活動に積極的に取り組んだり：それぞれ、自分の好きなこと、得意なことを楽しんで時間を過ごしています。

今回、お話を聞いた皆さんは、どの団体・活動でも「人との交流」を生きがいのひとつに挙げていました。

高齢者の中には、退職したり、外との交流が無くなったりすることで家に閉じこもりがちになる方もいます。一人暮らしで、家では話す機会がない方もいることでしょう。そのような中で、「長寿苑に行こう」と目的地があったり、活動の予定があったりすると、外へ出て人と交流する機会が生まれます。「ただ話をするのは苦手だからちょっと」という人も、料理やダンスなど、完成や目標に向かって共同作業を行う中だと、簡単にコミュニケーションを取ることができるようになります。

今回の記事で紹介したもの以外でも結構です。「私も何かやってみようかな」という気持ちを持つことが、明るく楽しい時間を過ごすことにつながり、生きがいを感じられる瞬間が訪れるのではないのでしょうか。高齢者の方が皆いきいきと、輝く笑顔で過ごすことで、町もますます元気になるはずです。

運転免許証を自主返納した65歳以上の方に

1万円分のタクシー利用券を交付します

タクシー利用券交付までの流れ

1. 運転免許証を返納する

▶運転免許試験場▶京都駅前運転免許更新センター▶向日町警察署▶近所の交番（要予約）で返納することができます。詳しくは各施設へお問い合わせください。

2. 役場で町ヘタクシー利用券の交付申請をする

以下の対象者の方は、役場まで申請にお越しください。持ち物や支援内容など詳細は以下をご覧ください。

3. 町からご自宅に決定通知書が届く

町で審査のうえ、受理しましたら町から決定通知書を送付します。

4. 役場でタクシー利用券を交付

役場で直接タクシー利用券を交付します。決定通知書、印鑑、身分証明書等を持参してください。



○対象者

- ・満65歳以上の方
- ・大山崎町に住所を有してから一年以上経過している方
- ・運転免許証を全部返納しており、「運転経歴証明書」または過去一年以内に交付された「申請による運転免許の取消通知書」を現に有している方

※下記の方は、本支援事業の対象とはなりませんので、ご注意ください。

- ・既に本支援事業を受けられた方（年度に関わらず1回限り）
- ・運転免許証の「一部返納」のみの方
- ・運転免許証の有効期限が切れている方

○支援内容

運転免許証自主返納タクシー利用券を10,000円分（100円券×100枚）交付します。利用券の有効期間は、交付した年度から翌々年度の末日までとなります。※「都タクシーグループ（都タクシー(株)、西都タクシー(株)）」のみ利用できます。

※利用できるのは本人に限ります。

○申請方法

役場3階32番窓口政策総務課企画観光係で申請を受け付けています。

基本的に、運転免許証を返納された本人が直接役場に来ていただき、申請いただく必要があります。

(持ち物)

- ①「運転経歴証明書」または、過去一年以内に交付された「申請による運転免許の取消通知書」（「申請による運転免許の取消通知書」の場合は、健康保険証など本人確認できるものも必要です）
- ②印鑑

○申請期限

令和2年2月28日迄

※運転免許証の自主返納自体は運転免許試験場、京都駅前運転免許更新センター、向日町警察署、交番（事前向日町警察署交通課に電話予約が必要です。☎921-0110）で引き続き受け付けています。

問＝政策総務課企画観光係☎956-2101（内313）

「マイナンバーカード」も身分証明書に

運転経歴証明書のほか、マイナンバーカードも身分証明書になります。無料で取得でき、税の電子申告などにも利用することができます。また、今年度中に住民票の写しや印鑑登録証明書が取得できるようになる「コンビニ交付サービス」を開始予定です。

マイナンバーカードについては、税住民課住民係（内121）へお問い合わせください。

後期高齢者医療保険（75歳）のお知らせ

してください。

現在この認定証をお持ちで、引き続き対象となる方には、7月中に新しい認定証を郵送します（保険証とは別に送ります。）。

5 特定の病気で長期治療を要する方へ

次の疾病の場合、申請により、自己負担限度額が下がります。
・人工透析が必要な慢性腎不全
・一部の先天性血液凝固因子障害
・血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症
現在、特定疾病受療証をお持ちで、引き続き対象となる方には、7月中に新しい受療証を郵送します（保険証とは別に送ります。）。

※保険証に関するお問い合わせ 問＝健康課保険医療係（内112）

令和元年度（平成31年度）の保険料の決定通知書を7月中旬に送付します。（今年の6月1日以降に75歳になる方には8月以降に送付します。）

1 保険料の計算方法

個人ごとに所得に応じて年間の保険料を算定します。

保険料額 上限額62万
均等割額 [47,890円]
+
所得割額 (前年中の総所得金額等-33万円) ×9.39%

▼令和元年度は保険料率が昨年度と同じです。

▼年度途中に加入した方は加入月数に応じて月割で計算します。

2 各種軽減措置

(1) 所得の低い方は、世帯及び本人の所得に応じて均等割額が軽減されます（申請不要）。

令和元年度から均等割額の軽減は、「8割、8・5割、5割、2割」に変わります（昨年度は、「9割、8・5割、5割、2割」。また、5割、2割の軽減の対象が拡大されます。詳しくは、決定通知書に同封されるお知らせをご覧ください。

※この軽減は所得の申告がない方には適用されません。所得の無い方では確定申告をしていない方は、「町民税・府民税申告」をしてください。

(2) 制度加入直前まで、会社の健康保険や共済組合の「被扶養者」

であった方（自分で保険料を負担していなかった方）は軽減措置があります。

令和元年度から、均等割額の軽減期間が、加入後2年間のみに変わります。

この軽減の対象であるが軽減措置が適用されていない場合は町役

場までご連絡ください。

3 納め方は2種類

(1) 年金からの天引き（原則）
年金の受給時に保険料が年金から天引きされます（年6回）。

新たに75歳になる方
10月から年金天引きに変更されます

基礎年金額が18万円未満の場合や、保険料と介護保険料を合わせた額が基礎年金額の1／2を超える方
年金からの天引きができません

「年金天引き」から「口座振替」に変更を希望する方
申請が必要ですが「口座振替」の無い方のみ）

(2) 口座振替又は納付書払い（例外）
7月～翌年3月までの9回に分けて納付します。

4 減免制度

次のような事情で保険料の納付が困難な場合は、保険料が減免・徴収猶予される場合がありますので、詳細はお問い合わせください。
▼震災、風水害等の災害を受けた場合
▼被爆者健康手帳をお持ちの場合
▼世帯主の死亡や失業、退職、事業廃止、疾病などで著しく所得が減少した場合

5 保険料を滞納すると…

保険料の納付が困難になった場合にはお早めにご相談ください。特別

な理由もなく保険料を滞納すると、次の措置を受けることがあります。

▼保険証の有効期間の短縮
▼保険証から資格証への切替え（資格証になると、医療機関の窓口での自己負担が10割になります）

給付の差し止め
▼滞納処分（財産の差し押さえなど）

1. 新しい保険証を7月中旬にご自宅に郵送します

1 新しい保険証の有効期限

新しい保険証の色	桃色
有効期限	令和2年7月31日 （1年自動更新）

7月中に新しい保険証が届かない場合はご連絡ください。

2 医療機関窓口での負担割合

世帯内の75歳以上の方の平成30年中の所得をもとに判定します。

「現役並み所得者」 同じ世帯に1人でも住民税課税所得が145万円以上の被保険者がいる	3割
「一般」 同じ世帯に1人も住民税課税所得が145万円以上の被保険者がいない	1割

3 負担割合が3割の方へ

収入額が次の条件を満たす場合は、申請により、申請月の翌月から負担割合が1割になります。

世帯の状況	収入の基準
被保険者が1人	対象者の収入 ：383万円未満
被保険者が2人以上	対象者全員の収入 ：520万円未満
被保険者が1人で70～74歳の方がいる	対象者全員の収入 ：520万円未満

4 住民税非課税世帯の方へ

「限度額適用・標準負担額減額認定証」を持っていると、医療機関窓口で支払う医療費の限度額がより低くなり、入院時の食事代が減額されます。必要な場合は申請

福祉医療制度のお知らせ

重度心身障害老人健康管理事業対象者証	
「重度心身障害老人健康管理事業対象者証（シール）」の更新の対象となる方に、後期高齢者医療被保険者証と一緒に対象者証（シール）（うぐいす色）を送付します。更新手続きは不要です。	
有効期限	毎年7月31日
助成内容	後期高齢者医療制度による医療を受けた場合に、一部負担金相当額を助成します。
要件	65歳以上の後期高齢者医療制度の対象者で、次のいずれかに該当する方 ①身体障害者手帳1級、2級の方 ②IQ35以下の方 ③身体障害者手帳3級とIQ50以下の重複の方 ④身体障害者手帳3級（町民税非課税世帯に限る）の方 ※①②③については、本人・配偶者・扶養義務者に所得制限があります

問＝福祉課社会福祉係 ☎956-2101(内156)

福祉医療費受給者証（障害者医療制度・ひとり親家庭医療制度）	
「福祉医療費受給者証（障害者医療制度・ひとり親家庭医療制度）」の更新の対象となる方には、受給者証を送付します。更新手続きは必要ありません。平成31年1月1日以降に転入された対象の方は、7月中旬ごろにご案内と申請書を送付します。必要事項をご確認のうえ、更新手続きにお越しく下さい。7月23日を過ぎても書類が届かない場合は、それぞれの制度の問い合わせ先までご連絡ください。	
有効期限	毎年7月31日
助成内容	医療費の自己負担分（保険診療分）を助成します。
要件（障害者医療制度）	75歳未満で次のいずれかに該当する方 ①身体障害者手帳1級、2級の方 ②IQ35以下の方 ③身体障害者手帳3級とIQ50以下の重複の方 ④身体障害者手帳3級（町民税非課税世帯に限る）の方 ※①②③については、本人・配偶者・扶養義務者に所得制限があります
要件（ひとり親家庭医療制度）	ひとり親家庭の親が扶養する児童およびその親で、児童が18歳に達する日以後最初の3月31日を迎えるまでの方。 ※事実婚の場合は該当しません ※本人、扶養義務者に所得制限があります

問＝（障害者医療制度）福祉課社会福祉係 ☎956-2101(内156)

（ひとり親家庭医療制度）福祉課児童福祉係 ☎956-2101(内184)

福祉医療費受給者証（老人医療助成制度）	
「福祉医療費受給者証（老）」の更新対象者の方には所得判定後に新しい受給者証（藤色）を送付します（初めて助成を受ける方は申請が必要です。）。なお、平成30年中の所得が未申告の方は税申告（税住民課1階6番窓口）と更新の申請が必要です。	
有効期限	令和2年7月31日
助成内容	65歳～69歳の健康保険が適用される医療費の自己負担の一部を、京都府と大山崎町が助成します。前年度の世帯の所得状況に応じて、窓口での負担が2割又は3割負担となります。
要件	昭和25年8月1日以前生まれの方 ○原則18歳～59歳の方と同居していない ○同居していない親族からの有形・無形の援助がない ○申請者本人、配偶者、扶養義務者の方全員の平成30年中の所得が所定の基準額以下 昭和25年8月2日以後生まれの方 ○世帯全員が所得税非課税の世帯

老人医療入院時一部負担金限度額適用認定証	
助成を受けるには申請が必要です。	
有効期限	令和2年7月31日
対象者	平成31年度住民税非課税世帯
助成内容	入院時に病院窓口に表示すると、食事代、医療費の1ヶ月の自己負担限度額が下がります。
申請に必要なもの	①健康保険証②お持ちの入院時一部負担金限度額適用認定証③印鑑

問＝健康課保険医療係 ☎956-2101(内114)

※保険料に関するお問い合わせ 問＝健康課保険医療係（内115）

つまずいても立ち上げられる社会を目指して 7月は「社会を明るくする運動」強調月間・再発防止啓発月間です



■「社会を明るくする運動」とは？

「社会を明るくする運動、～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～はすべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動で、2019年で69回目を迎えます。

■地域のチカラが犯罪や非行を防ぐ

安全で安心な暮らしはすべての人の望みです。犯罪や非行をなくすためには、どうすればよいのでしょうか。取締りを強化して、罪を犯した人を処罰することにも必要なことです。しかし、立ち直ろうと決意した人を社会で受け入れていくことや、犯罪や非行をする人を生み出さない家庭や地域づくりをすることもまた、とても大切なことなのです。

そのためには、一部の人たちだけでなく、地域のすべての人たちがそれぞれの立場で関わっていく必要があります。「社会を明るくする運動」では、犯罪や非行のない地域をつくるために、一人ひとりが考え、参加するきっかけをつくることを目指しています。



更生保護協会
八尾 佳寛さん

安心・安全なまちづくりのため、啓発活動などに取り組んでいます。犯罪を未然に防ぐためにも、皆で協力していく必要があります。大切なのは、まず知ってもらうこと。住民が注意、関心を持つことが、住み良い地域への一歩です。来年は運動が始まって70年となりますが、これからも1年を積み重ね、一歩ずつ前進していきましょう。

■街頭啓発活動

ポケットティッシュやメモ帳等を配布します。

とき＝7月1日(日)

時間／ところ＝7:15～／阪急大山崎駅前、 7:30～／大山崎中学校前 16:00～／町各保育所前 17:00～／ラブリー円明寺前、ベンリー山崎前

主催＝「社会を明るくする運動」大山崎地区推進委員会

問＝生涯学習課 生涯学習・スポーツ振興係 (内234)



②息を合わせて根を引くKDDI協の皆さん



①見違えるようにスッキリ



④企業の皆さんのおかげです



③竹を倒して成長を止めます



④「カブトムシカッコいい！」と大好評

●ボランティアが大活躍・保育園児も大喜び●

天王山の森林整備が進んでいます

問＝経済環境課農林商工係 ☎956-2101 (内241)

①サントリーホールディングスの 竹林整備

令和の年に入り、天王山の森林整備は企業の取り組みや、ボランティアの活動により飛躍的に進んでいます。昨年の台風21号で被害を受けた天王山の森林を再生しようと、サントリーホールディングスが天王山の山頂直下で数千平米の倒木や放置竹林の整備を継続して行いました。

②KDDI(株)の根っこ引き

また、4月27日(日)には恒例のKDDI(株)の森林整備ボランティア活動の取り組みがあり、酒解神社境内地で放置竹林の整備と竹の子の蹴倒し、台風被害を受けた十七烈士の墓の片付け等が80人を超える参加者の手で行われ、大いにはかどりました。

昨年の台風では多くの大木が倒れ、神社境内の石段に生えていた杉も被害を受けて北向きに倒れてしまいました。運良く建物には当たりませんでした。根がめくれ上がり、宮前の石段が壊れてしまいました。倒木処理後もめくれた根元から1mが残ったままで見苦しい状況でしたが、その根に太い綱をかけて80人の参加者全員で力を合わせ引いてみました。するとどうでしょう、根は地面から離れ石段から取り除くことができました。みんなの力のおかげです。

③地域の企業が未来のために竹を伐採

5月14日(日)には町内企業のマクセル(株)・ダイハツ工業(株)・東洋製鉄(株)・ピックスコーポレーション関西と乙訓環境衛生組合・町で構成する大山崎町地下水利用対策協議会が放置竹林整備を進めている小倉神社西側の小字椿原地内で、29名の参加者が竹の子の蹴倒し、竹の伐採の取り組みを行いました。今年生えてきた1mばかりの竹の子をほとんど蹴倒すことができました。

④カブトムシの幼虫を 子どもたちにプレゼント

一方、例年になく変わった取り組みも行いました。昨年の4月のKDDI(株)の森林整備ボランティア活動の取り組みの時に竹チップを大量に作ってカブトムシの家を作りました。昨夏カブトムシがその家に産卵し今春に家をのぞいて見るとカブトムシの幼虫が大量発生。この幼虫を町内4園の保育園児に掘ってもらい催しを5月27日(日)に行いました。子ども達は歓声を上げて幼虫を掘り出していました。夏には立派なカブトムシの成虫になりますように。

地域で協力して森林整備を進めます

今後も企業やボランティアの力を貸していただき天王山の森林整備をさらに進めていきます。